⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
（別表３－２－③）	（別表３－２－③）
（別紙）の設備又は施設の番号	（別紙）の設備又は施設の番号
森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係	森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係
（略）	（略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（添付書類）	（添付書類）
以下の書類を添付すること。	以下の書類を添付すること。
⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）	保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）
⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号から第３号まで及び第５号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）
⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類	（新設）
⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
（別表３－３）	（別表３－３）
（別紙）の設備又は施設の番号	（別紙）の設備又は施設の番号
漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の特例措置（法第12条）関係	漁港漁場整備法第39条第１項の特例措置（法第12条）関係
（略）	（略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（別表３－４－①～３－４－④）　（略）	（別表３－４－①～３－４－④）　（略）